



## 労働条件明示のルールが変わります 2024.4~

<詳細は別紙のとおり> ※詳しくは当事務所にお問い合わせください

## 60 歳以上の従業員を継続して雇用される場合 - 高年齢雇用継続基本給付金-

支給要件

- ① 60歳以上65歳未満の被保険者
- ② 60 歳到達時の賃金月額が75%未満に低下
- ③ 被保険者期間が5年以上

①~③の要件を満たした方がおられる場合は当事務所にご連絡願います。低下した賃金に一定の助成金が給付されます。

給与台帳・給与明細の デジタル化!ペーパーレス の給与台帳は管理が簡単で す。個人の給与明細はご自分 のスマホで確認できます 便利で安心!!



## 時間外労働の上限規制 202441~改正

建設業

上限規制が適用されます

原則月 45 時間。年 360 時間 時間外労働年 720 時間以内時間外労働+休日労働 月 100 時間未満など

但し、災害時における復旧及び復興の事業に限り適用されません



医 師

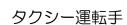
- ① 一般的な医業 ② 地域医療提供体制の確保
- ③ 技術向上のための診療を必要とする医師

①~③ 区分ごとに異なる上限規制となります



## 改善基準表示の改正 2024.4.1~適用

それぞれに規制時間が異なります



トラック運転手

バス運転手

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378